

## 成年年齢引下げに関する意見

公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）

民法の成年年齢を20歳から18歳へ引下げることについて、事業者団体の立場から、主に企業等の消費者対応の観点で、現時点における意見を下記のとおり申し上げます。

## 記

## 1. 要旨

- (1) 成年年齢の引下げについては、各方面からの意見を十分に踏まえ慎重な検討が必要である。
- (2) 実施の場合には、消費者教育や関連法規など各種体制整備の確認を行いつつ進めることが重要であり、施行に関しても相応の猶予期間を設けるなどの配慮が必要である。

## 2. 引下げの意義

- (1) 若年者に「大人」としての意識と行動に責任を持たせることにより自立を促すことが可能。
- (2) 海外では既に多くの国で成年年齢を18歳以上としており、国際社会の潮流に適合。

## 3. 引下げによる懸念

## (1) 消費生活に関して

- ・未成年者契約の取消権の喪失による消費者被害の拡大  
18歳、19歳には独立して社会生活を営む者と学生(高校生・大学生)が併存  
高齢者と同様、悪質商法等による消費者被害の増加の可能性

## (2) 成年年齢や20歳以上を要件としている各法律、制度に関して

- ・公営ギャンブル 競馬法、モーターボート競走法 等
- ・飲酒や喫煙 未成年飲酒禁止法、未成年者喫煙防止法(健康、身体発育への影響)
- ・犯罪等 少年法(保護対象から外れることによる矯正教育の機会への影響)
- ・その他、裁判員制度、養育費支払い終了時期、親権者の同意のない婚姻 等

## 4. 引下げ実施の場合に必要な対応

## (1) 消費者教育の充実

- ・学校教育における消費者教育の充実
- ・企業等または自治体等との連携による消費者啓発の推進

## (2) 消費者相談体制の充実

- ・消費生活センター等自治体の相談窓口の周知と若年者向け相談窓口設置の検討
- ・企業および事業者団体における相談受付体制の充実ならびに受付担当者の教育推進
- ・ネットやSNSでの相談対応体制の強化

(3) 事業者による丁寧な説明

- ・若年者にも理解しやすい販売資料、説明書等の作成
- ・販売や契約時における注意喚起、権利・義務に係る留意事項の十分な説明

5. 引下げが実施される場合のA C A Pの対応

- ・企業等の対応に関する好事例の収集と課題の把握
- ・例会等における事例等の情報提供ならびに課題共有、推奨される取組みの紹介
- ・自主研究会での事例研究と会員企業への課題のフィードバック
- ・行政等の要請による講師派遣の機会を活用した若年者への消費者啓発の推進
- ・大学を対象とする出前講座(A C A P講座)における学生への消費者教育の推進

6. A C A P会員に対する「ミニアンケート」で収集した事例

(1) 若年層に対して実施している配慮

- ・専門用語を控えるなど、わかりやすい説明書やカタログ等の制作に努めている(食品)
- ・酒・たばこ販売時に証明書等で年齢を確認している(流通)
- ・工場見学での試飲では年齢を確認し、未成年者には清涼飲料を提供している(飲料)
- ・業界自主基準によりノンアルコールであっても未成年者の飲用をお断りしている(飲料)
- ・大学生のイベントに対しては、酒類の商品協賛は行わない(飲料)
- ・職場ルート販売で、未成年者契約は取消可能である旨を営業担当者に教育している(繊維)
- ・若年層はネットの情報収集が多いため、対象商品はHPのQ & A充実にも努めている(化学)
- ・若年層には(事情の確認なくしては)高額商品を勧めないよう指導している(化学)
- ・小中学生と思われる連絡は、保護者に連絡するなど適宜の対応を行っている(食品)
- ・18、19歳のクレジットカード所持については、親権者への確認を実施している(金融)

(2) 消費者対応等に関する懸念

- ・アルコール飲料の年齢制限の行方が気になり(飲料)
- ・飲酒に関する動向によりラベルの全改定が必要、CMやポスター等にも大きな影響(飲料)
- ・システムや申込書、規約、案内書等の大規模な見直しが必要(金融)
- ・アルバイト等で支払能力がありローンが組める18、19歳に関して、親からのクレームが寄せられる懸念(化学)
- ・18、19歳の親から、解約や取消しの申し出が増えトラブルになる可能性(繊維、金融)

【参考】会員からの情報収集において、その他、以下のような声が寄せられている(抜粋)

- ・世界的な趨勢であり日本でも経済が活性化される
- ・若年層の社会参加が進むので日本の社会にとってはプラス
- ・大人としての責任を自覚してもらうためにもよい
- ・社会参画と財産形成意識から商品ニーズも増大し商品に関する啓発活動も活性化される
- ・18、19歳を狙った悪質商法など、新たな消費者問題発生への懸念
- ・若年層におけるカードローン地獄の可能性を含んでいるのではないかと

以上